二第六項」とあるのは「第十七条の九第六項」と、第十七条の四第二項中「第十七条の二第四項から第八項まで」とあるのは「第十七条の九第四項から第八項まで」と、第十七条の五第二項中「特定復興再生拠点区域復興再生事項」とあるのは「特定帰還居住区域復興再生事項（第十七条の九第七項に規定する特定帰還居住区域復興再生事項をいう。次条第二項及び第十七条の八第二項において同じ。）」と、第十七条の六第二項及び前条第二項中「特定復興再生拠点区域復興再生事項」とあるのは「特定帰還居住区域復興再生事項」と、第十七条の七第一項中「第十七条の二第六項各号」とあるのは「第十七条の九第六項各号」と、同条第三項中「第十七条の二第八項」とあるのは「第十七条の九第八項」と、前条第三項中「第十七条の二第四項」とあるのは「次条第四項」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「が定められている」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画（以下この項及び次条第二項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。）が定められている」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に」に改める。

第三十三条の二第二項中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改める。

第四十八条の十五第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　認定特定帰還居住区域復興再生計画に第十七条の九第二項第四号から第六号までに掲げる事項として記載された事業

第四十八条の十五第三号及び第四十八条の十六中「ハまで」を「ニまで」に改める。

第四十九条中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第五号」に改める。

第八十六条中「第七条第二項第六号」を「第七条第二項第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の十九第二項第一号」を「第十七条の二十五第二項第一号」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の三第一項及び第十七条の三の三第一項中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項」を「第十七条の七第一項」に、「（福島復興再生特別措置法」を「（同法」に改める。

第三十八条の二の二第一項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に改め、同項各号中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十七」に改める。

第四十条の二の二第一項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に、「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十四第一項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「第三十三条第一項」を「第十七条の九第六項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関すること、同法第三十三条第一項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

政　令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千五十円」を「八千百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千五十円」を「八千百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄